

令和7年度

小型動力ポンプ積載車
(ワンボックスベース)

仕様書



静岡市消防局

目 次

1	総則	．．． <u>1</u>
2	ぎ装概要及び注意事項	．．． <u>6</u>
3	車両諸元、車体本体装備品	．．． <u>7</u>
4	車体ぎ装	．．． <u>10</u>
5	車両積載品及び付属品等	．．． <u>11</u>
6	電装品等	．．． <u>12</u>
7	塗装、メッキ、名称の表示及び文字記入	．．． <u>14</u>
8	予備部品	．．． <u>16</u>

1 総則

番号	内 容		詳 細 等
1	目的		
	この仕様書は静岡市消防局（以下『本市』とする。）が令和7年度に購入する小型動力ポンプ積載車（ワンボックススペース）（以下『車両』とする。）の仕様及び関係事項について定める。		
2	購入台数等		
	（1）購入台数	2 台	
	（2）配置場所	清水第 9 分団 相生町置場 清水第 18 分団 木山野置場	
3	納入期限等		
	（1）納入期限	令和9年3月25日（木）	
	（2）車両納入日	本市と協議し決定する。	
	（3）納入場所	静岡市消防局庁舎北側 消防ひろば 静岡市駿河区南八幡町 10 番 30 号	
4	適合法令等		
	（1）順守法律等		
	車両の製作は、仕様書及び承認図書によるほか、次に掲げる法令等に適合し、緊急自動車として承認を得られるものとする。		
	① 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）		
	② 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）		
	③ その他の関係する全ての法令、通達等		
	（2）自動車検査証記載事項		
	① 自動車の種別	普通	
	② 用途	特種	
5	協議事項等		
	（1）打合せ		
	① 契約後製作前に、早急に本仕様書及び添付図面等に基づく打合を本市と行い、十分な協議を行った上で本車両の設計を開始すること。 なお、打合せの段階で、使用性向上のため、本仕様書に記載されている内容とは異なるぎ装等を施工する場合は、双方十分に協議を重ねた上で契約金額に変動を及ぼさないものに限り仕様変更を可能とする。		
	② 車両に関する全てのことについて、受注者は本市の担当者と連絡を取ること。		
	（2）疑義等の協議		
本仕様書に疑義が生じた時または、使用する車両の規格等により、本仕様書に記載されている内容とは異なるぎ装等を施工する必要がある時は、受注者は速やかに本市に連絡のうえ、文書及び図面をもって本市と協議すること。			
6	承認図について		
	（1）承認後の製作		

	受注者は、契約締結後、速やかに本市と製作上の細部にわたり十分な打合せを行ったうえで、本市に承認図を提出し、承認を受けた後、本車両の製作を開始すること。 なお、書類については下記（５）のとおり。 承認図を提出し、本市が承認後に製作を開始すること。	
	（２） 期限	打合せの進捗状況により決定する。
	（３） 承認図の規格	A 4 判ファイルまたは P D F データ
	（４） 承認図の部数	２部（P D F データの場合には１部とする。）
	（５） 提出書類詳細（P D F データによる提出を可能とする。）	
	① ギ装工程表（中間検査、完成検査、検収予定日を明記すること。）	
	② 車体図面関係等（下記に準じて提出すること。）	
		シャシ２面図（A 3 判）
		車体ギ装５面図 （前面・後面・左側面・右側面・上面：A 3 判）
		諸元明細書（シャシ、ギ装、主要付属品、取付品） 車体本体改造図（赤色警光灯、電子サイレン、電子サイレンアンプ、消防無線装置等が記入されたもの。） 電気配線図
7	中間検査	
	（１） 検査時期	塗装直前（ギ装工程の都合で、変更も可能とする。）
	（２） 検査場所	受注者指定場所
	（３） 提出書類	中間検査依頼書を提出すること。
		提出期限 中間検査の概ね 30 日前まで
	（４） 検査項目	車体本体
		車体ギ装（取付位置等）
		各装置の位置、機能等の確認
		その他必要な事項
	（５） 指摘事項等	検査時の指摘事項は検査後速やかに改修するとともに、措置内容等を明確にし、必要に応じて写真を添付し、本市あて報告すること。
8	検収（完成検査）	
	（１） 検査時期	車体ギ装等すべて完了した時期とする。
	（２） 検査場所	本市指定場所
	（３） 提出書類 （P D F データでの提出を可能とする。なお、P D F データの場合には各１部とする。）	自動車検査証（写し・２部）
		自動車損害賠償責任保険証明書（写し・２部）
		緊急自動車届出確認書（写し・２部）
		保管場所標章番号通知書（写し・２部）
		リサイクル券（写し・２部）
		ETC 車載器セットアップ申込書（保存用）（写し・２部）
		納入内訳書（本市から指示する様式・提出前に指示する） １部

		完成図面 (1-6 承認図提出時の図面に準ずるが、打合せ時に修正箇所等が生じた場合は、修正済みの図面を提出すること。[電気配線等含む維持管理上必要な図面1式及びびぎ装パーツリスト含む])	2 部
		納入物品等一覧表 本車両に使用する、装備品(装備、積載及び付属品)及び部品(ぎ装部品及び電装品)並びに材料等の物品が記載されたもの。	1 部
		車体本体取扱説明書	1 冊
		各種装備品及び附属品等取扱説明書	1 部
		各種積載品等取扱説明書	1 部
		各種保証書	1 部
		工程写真	1 部
		その他本市で指示するもの。 (部数は指示する。)	必要数
9	緊急自動車申請関係		
	(1) 緊急自動車申請事務	警察署への申請等の対応はすべて受注者が行うこと。	
	(2) 期限	車両新規登録後速やかに届出を行うこと。	
	(3) 部数	1 部	
	(4) 提出書類 (PDFデータによる提出を可能とする。)	シャシ譲渡証明書	写し
		物品売買契約書	表題部と署名捺印部を写すこと。
		改造関係	改造自動車等審査結果通知書または新規検査等届出書(3面図もA4判、1枚へ全部入れること。)
		完成写真	(カラー、前・後・左・右の4枚1組)
10	本車両の新規登録等		
	(1) 新規登録事務	新規登録事務は受注者がすべて実施後に納入すること。	
	(2) 登録順	登録番号順は、分団名内の数字が少ない順となるよう、調整すること。	
	(3) 法令等適合	車両が法令等に不適合な問題等が発生した場合は、受注者が解決すること。	
	(4) 費用負担	新規登録に伴う費用(自動車損害賠償責任保険・重量税・リサイクル料金は除く)は受注者の負担とする。	

	(5) 自動車損害賠償責任保険・重量税・リサイクル料金の請求	登録時は受注者が先に支払うこととし、納入時に本契約とは別にその金額を請求すること。 自動車損害賠償責任保険については 25 か 月の加入とする。 保険契約者住所：静岡県静岡市葵区追手町5番1号 保険契約者氏名：静岡市
11	車両の管理等	
	(1) 納入前の損傷等	受注者は検収前に車両が損傷等した場合は本市に速やかに連絡し、全責任を負うこと。
	(2) 最終点検	車両完成納入時には車両、ぎ装部分及びその他車両の全ての部分の点検整備（洗車等を含む）を実施すること。
	(3) 取扱説明	本市が指示する時及び場所で取扱説明を実施すること。
	(4) 費用負担	上記についての費用は全て受注者負担とすること。
12	保証	
	(1) 書類	保証書を提出すること。
	(2) シャシ	メーカー標準とする。
	(3) ぎ装部	納入後1年とする。1年未満の部分がある場合は、ぎ装部ごとの保証期間を一覧表にして提出すること。
	(4) 保証期間中	本車両（装備品等含む）の修理、輸送等無償で保証すること。
	(5) 保証期間後	設計、製作、材質等の不備による受注者側の責任とされる故障等が発生した場合は、本市が車両を使用する期間中は無償で保証すること。
13	サービス点検	
	(1) 車両、車体本体部	メーカー標準とする。（1か月または1,000 km、6か月または5,000 km点検等）
	(2) ぎ装部（赤色灯等）	納入後1年経過直前（保証期限切れ前）
14	その他	
	(1) 書類様式 (本市が指定する書類はPDFデータによる提出を可能とする。)	様式はA4判縦の横書き、左側の縦綴じとすること。 写真にあっては、L判、カラー、光沢紙で、A4判ファイルに綴じること。 デジタル写真の場合上記に準じた印刷とすること。
	(2) 新製品等	契約後、本仕様書に記載してある付属品等により新製品等が発売され、変更を余儀なくされた場合は協議すること。 発売された新製品等が本仕様書に記載してある付属品等と比較して機能及び性能等が向上した場合等は本市に速やかに連絡を取り協議すること。
	(3) 同等品の取扱い	本仕様書に記載の積載品及び付属品等は、同等以上の規格性能を有し、また取り付け、積載スペースの

		関係で寸法等が本仕様書に適合するとともに、契約金額に変動を及ぼさないものに限り、それを証明する書類を本市に提出し、本市が承認した場合に同等品と認めるものとする（１－６承認図提出時確認すること。）。
	(４) 燃料	納車時には燃料タンク（車両、付属品及び携行缶）の全容量を満たすこと。（満タンで納車）
	(５) 補足	契約後における仕様書上の疑義は、すべて本市の解釈によるものとする。 打合せ時等に本市が指示した事項は、この仕様書の追補とする。 本仕様書に明記されていない本車両運用上当然必要となる機能、装備品等については、本市と協議の上、対応すること。 その他、本仕様書に明記されていない点は、受注者公表の標準仕様とすること。 本車両製作にあたり、仕様書内に工業所有権（特許権）その他の法令等に抵触する問題が生じた場合は、受注者が解決し、その旨を本市に報告すること。 経済産業省から補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられていない業者であること。

２ ギ装概要及び注意事項

番号	内 容	詳 細 等
1	ギ装概要	
	(１) 仕様書の熟知	受注者は本仕様書の内容を熟知して、製作すること。
	(２) 車体の形状等	車両荷室部に各種資機材を積載できる装置等を設けること。
2	ギ装の注意事項等	
	(１) 重量、バランス、強度等	走行性能を考慮し、車両重量の軽量化及び車体のバランスを適正にすること。 車体強度は充分考慮すること。
	(２) 組み立て精度及び仕上げ	組み立て精度及び仕上げは充分注意すること。 各部の接合部、チリ及び隙間等は精度を高くすること。 防水の必要箇所は処理をすること。
	(３) 溶接	溶接部分の強度には充分注意すること。 必要な箇所は点付けではなく全周及び開先溶接等とすること。
	(４) 材料及び材質等	指示するものを除き、金属とすること。 材料等は何れも新品を使用すること。

		特に指示するものを除き JIS 規格品等を使用すること。
		プラスチックは難燃製品とすること。
		ゴムは耐油性を考慮すること。
		木材は充分乾燥させ、変形及びたわみ等がないようにすること。
	(5) 電気配線	配線は、絶縁性及び耐久性に優れたもので、各電装品の容量以上のものを色分けして使用すること。
		振動及び接触により短絡しない構造とすること。
		配線及び電装品の端子等は、燃料配管及びブレーキ配管との接触を避けること。
		雨水のかかる部位の端子等は防水処理を施すこと。
		熱の影響を受ける部分は、耐熱性ケーブルの使用または遮熱板の取り付け等断熱処理を施すこと。
		配線がボディ等を貫通する部分は、グロメット等で摩耗防止処理を施すこと。
		車両内床面等でケーブルが摩耗する恐れがある部分は、保護管等により摩耗防止処理を施すこと。
		車両天井等車外へ配線を敷設する場合は、車体下部から取り回し及びルーフへ配線取り出しパイプ等を用いた防水対策を施すこと。
		ヒューズについては、下記のとおり
		※ 3-2-25 参照
		※ 6-3 (7) 参照

3 車両諸元、車体本体装備品

1 車両諸元

次に掲げる条件に適合し、当車両に適した車両を選定すること。

番号	内 容	詳 細 等
1	車体の形状、寸法	(1) <u>清水第9分団相生町</u> ① ワンボックス型のロングバン・標準ボディ・標準ルーフ型 ② 車体両側にスライド式のサイドドアを有すること。 ③ 全長：4.7m以下 ④ 全幅：1.7m以下 ⑤ 全高：2.2m以下（無線アンテナを除く）

		(2) <u>清水第 18 分団木山野</u> ① ワンボックス型のスーパーロングバン・ワイドボディ・ハイルーフ型 ② 車体左側にスライド式のサイドドアを有すること。 ③ 全長：5.4m以下 ④ 全幅：1.9m以下 ⑤ 全高：2.5m以下（無線アンテナを除く）
2	車体構造	全有蓋で密閉式構造のものとし、振動、衝撃等を十分に緩衝し、消防活動上安全であること。
4	バックドア	車体後面に跳ね上げ式のバックドアを有すること。
5	乗車定員	5 人
6	使用燃料	軽油
7	総排気量	2,700cc～2,800cc
8	最大出力	110kW 以上
9	変速装置	オートマチックトランスミッション
10	駆動方式	フルタイム 4WD（全輪駆動）
11	ステアリング装置	右ハンドル・パワーステアリング
12	ブレーキ装置	A B S 装置
13	タイヤ	<u>清水第 9 分団相生町</u> <u>ノーマルタイヤ</u> <u>清水第 18 分団木山野</u> <u>スタッドレスタイヤ</u> 各車両 <u>2025 年製以降のものを使用すること。</u>
14	燃料タンク容量	70L 以上 給油口に容量を明記すること。
15	その他	サイドガラス等は可能な限り開放可能な仕様とすること。

2 装備品

車両メーカー公表装備品その他、次に掲げるものを装備すること。

番号	品 名	数量	規 格 詳 細 等
1	L E Dヘッドランプ	一式	車両純正品
2	フォグランプ	一式	車両純正品
3	路肩灯	一式	L E D式 左右後輪前部に設置し、点灯はスモールライト連動とすること。
4	その他必要な照明	一式	その他、照明が必要な箇所の照明を装備すること。
5	オルタネーター	一式	車両標準品
6	バッテリー	一式	車両標準品 型式を明記すること。
7	運転席・助手席エアバック	一式	車両純正品

8	パワーウィンドウ	一式	運転席及び助手席
9	集中ドアロック	一式	各ドア部分
10	ラジオ	一式	車両標準装置（AM・FM）
11	バックカメラ	一式	車両純正品（バックギアに連動して作動すること。）
12	ドライブレコーダー	一式	株式会社コムテック HDR-204G または同等品以上とすること。
13	フロントエアコン	一式	車両純正品
14	リアクーラー・ヒーター	一式	車両純正品
15	後退警報器	一式	車両標準品
16	ドアミラー	一式	左右各 1（電動格納式）
17	助手席用補助ドアミラー	一式	左ドアミラー上部に後方確認用ミラーを取り付けること。
18	サイドバイザー	一式	車両純正品（運転席及び助手席）
19	サンバイザー	一式	車両純正品（運転席及び助手席）
20	プライバシーガラス	一式	フロントガラス及びフロントサイドガラスを除く。
21	熱線リヤウィンドウ	一式	車両純正品
22	マッドガード（カラード）	一式	車両純正品
23	乗降用グリップ	一式	車両純正品
24	シート	一式	ビニールシートとすること。
25	ヒューズ	一式	車両標準以外に、ヒューズが必要な場合は、標準ヒューズボックス付近に、他の設置箇所の位置及び種類を明記すること。
26	ナンバーフレーム	一式	車両純正品
27	メッキフロントグリル	一式	車両純正品
28	電子インナーミラー	一式	車両純正品 常時後方が確認できるものとすること。
29	安全装置	一式	法令適合品とすること。

3 付属品

車両メーカー公表付属品その他、次に掲げるものを付属すること。

番号	品 名	数量	規 格 詳 細 等
1	フロアマット	一式	車両純正品（前後席分） ゴムまたはビニール製とすること。

2	キー	3 本	標準付属品を含む。
3	非常用信号灯	1 個	法令適合品 (LED 式・乾電池付き)
4	停止表示板	1 個	法令適合品
5	ブースターケーブル	一式	車両電圧対応品 (長さ概ね 5 m)
6	牽引ロープまたはワイヤー	一式	車体本体に適合するもの
7	工具セット	一式	工具は JIS 規格品または車両純正品とすること。 種類 ア ジャッキ×一式 イ ホイルナットレンチ×一式 ウ プライヤー (呼び寸法 200 mm) × 1 エ モンキーレンチ (呼び寸法 250 mm) × 1 オ スパナセット (6 本組) (0810、1012、1113、1214、1417、1719) カ メガネレンチ×1 (エンジンオイルドレンプラグ対応品) キ プラスドライバー ×1 中型 ク マイナスドライバー×1 中型
8	鉄製ツールボックス	1 個	ジャッキ以外の工具全てが収納されること。
9	タイヤチェーン	一式	合成樹脂製
10	予備タイヤ・ホイール	1 本	①清水第 9 分団 相生町 ノーマルタイヤとする。 ②清水第 18 分団 木山野 スタッドレスタイヤとする。 ③ホイールは塗装しないこと。

4 車体ぎ装

番号	種 別	数量	仕 様 詳 細 等
1	車体外部		
	消防団章	一式	クロムメッキ、直径約 150 mm、裏板付き
2	車体内部		
	(1) ルーフ内側	一式	車両純正の成型ルーフまたはビニールで内装をすること (ビニール内装の場合、電装品、配線等の点検のためチャック等容易に開口可能なこと。)
	(2) 後部座席 (荷室部) の分割	一式	後部座席後方に隔壁を設け、荷室部と 2 分割すること。 なお、荷室部床面は全面アルミ縞板張りとする。
	(3) 保護板	一式	リヤバンパー上部をアルミ縞板張りとする。 その他指示する箇所にアルミ縞板またはステンレ

			ス製板を貼り付けること。
	(4) 資機材引出装置	一式	荷室部に資機材引出装置を設け、指示する資機材の固定装置を設けること。 引出装置収納時及び引き出した時にロックする構造とすること。
	(5) 資機材固定装置	一式	荷室部の側面等に指示する資機材の固定装置を設けること。
	(6) 資機材収納棚	一式	後部座席後方及び荷室部に可能な限り棚及びボックスを設けること(資機材が容易に取り出せる構造とすること。)
	(7) 中央部手摺り	一式	前部座席と後部座席の間に左右のピラー間に手摺りを取り付けること。 材質は鉄製またはステンレス製 S型金具を6個取り付けること。
	(8) 長物収納	一式	とび口を収納できる装置を右側タイヤハウス上部に設けること。
	(9) 防火服掛け	一式	後部座席の分割板に防火服を掛けられるフックを5個設けること。

5 車両積載品及び付属品等

☆＝分団名を記入すること。

数量＝車両1台当たり

番号	品 名	数量	備 考
1	小型動力ポンプ取付装置	一式	本市が支給する小型動力ポンプ(シバウラ FT410型またはトーハツ VE25AS)を固定できる構造とすること。機種等詳細は1-5(1)打合せ時に指示する。 上記機種のポンプを車両に積載したまま自動充電できる構造とすること。
2	小型動力ポンプ用サーチライト取付装置	一式	本市が支給するサーチライト(マキタ充電式タワーライト(ML814))を固定できる構造とすること。 機種等詳細は1-5(1)打合せ時に指示する。
3	吸管取付装置	一式	オーサカゴム WS ソフト(65mm×6m)(本市が支給)を固定できる構造とすること。 指示する資機材の固定装置を設けること。 詳細は1-5(1)打合せ時に指示する。
4	消火栓開閉金具 (取付装置付き) ☆	一式	地上式消火栓鍵(茂又式)×1 地上式消火栓鍵(静岡式)×1 望月モータース T-3 型スピードキー×1

			岩崎製作所 MH 型キーハンドル（日の出式同等品） × 1 井戸鍵（T 型）× 1
5	管そう取付装置	一式	管そうは、岩崎製作所：直流管そうまたはヨネ： PP-65A・EXS.L（標準管そう）（本市が支給）
6	無反動管そう取付装置 （取付装置付き）☆	1 本	ヨネ：無反動管そう α PL-65（本市が支給）
7	ホースブリッジ☆ （収納装置付き）	1 組	オーサカゴム：スーパー S（2 個で 1 組）
8	ホース背負器取付装置	二式	モリタ：MAC-003 カバー付（本市が支給） バンドまたは金具等により、前後左右にがたつきが無いよう固定すること。
9	スコップ （取付装置付き）☆	1 本	鉄製柄の剣先スコップ
10	とび口 分割式 （取付装置付き）☆	2 本	長さ概ね 1.8m
11	金てこ （取付装置付き）☆	2 本	① 長さ概ね 0.8m× 1 ② 長さ概ね 1.2m× 1
12	強力ライト☆	1 個	ジェントス UT-3200H 単 2 形アルカリ乾電池× 9 本
13	消火器 （取付装置付き）☆	1 本	粉末 ABC（薬剤量 3 kg 以上）自動車用
14	車輪止め （取付装置付き）☆	2 個	硬質ゴム取手付き（黄色）・小型
15	燃料携行缶 （取付装置付き）☆	1 個	矢澤産業：YB-20× 1（軽油表示）
16	燃料携行缶取付装置	一式	矢澤産業：YR-10× 1（ガソリン表示） （本市が支給）
17	分岐金具取付装置	1 個	ヨネ 分岐ボールバルブ WB-65MC （本市が支給）

6 電装品等

▲＝取付位置

番号	品 名	数量	備 考
1	特殊電装品		
	(1) 電子サイレンアンプ	一式	大阪サイレン製 TSK-D251 内蔵の赤色灯スイッチを使用すること。 助手席用マイクを設置すること。 運転席用フレキシブルマイクを設置すること。 ▲センターコンソール部に埋め込み式
	(2) モーターサイレン	一式	大阪サイレン：5SA 型 散光式赤色警光灯に内蔵

	(3) 散光式赤色警光灯	一式	大阪サイレン：NF-ML-VA2M-HA1（白標識灯付） 純正自在金具により取り付けること。 ベース車両の屋根形状により、純正自在金具による取り付けができない場合は、適正金具で取り付けること。 50W スピーカー×2 及び電動サイレン内蔵 標識灯は前照灯（スモールも含む。）と連動し点灯すること。 ▲車両ルーフ上部中央前側
	(4) 点滅式赤色警光灯 （前部）	2 個	大阪サイレン製：LFA-50 ▲フロントバンパー左右対称、機関員の前方確認に支障のないようにすること。
	(5) 点滅式赤色警光灯 （後部）	2 個	ウィレン製：VTXFCR ▲車体後部左右
	(6) 自動充電装置 （カバー付き）	一式	マグネットコンセント・ケーブル 10m 設定がある場合、車両に接続された状態の時にはエンジン始動ができない機構とすること。
2	照明装置等		
	(1) 後部荷台部用照明	3 箇所	小糸製作所 LED カーゴランプまたは同等品 ▲荷台天井
	(2) その他の照明	必要数	その他、ぎ装上照明が必要な箇所が生じたならば、必要に応じた照明器具を取り付けること。
3	スイッチ類及びヒューズ		
	(1) スイッチ位置等	一式	運転席及び助手席から容易に操作及び視認できる箇所とすること。以下（2）～（4）共通
	(2) 運転席側モーターサイレンスイッチ	一式	オルタネイト方式 （トグルスイッチとすること。）
	(3) 助手席側モーターサイレンスイッチ	一式	モメンタリ方式
	(4) 室内灯スイッチ	一式	後部座席用
	(5) 庫内灯スイッチ	一式	荷室及びハッチ裏側 リヤハッチ開放時に容易に届く位置にスイッチを設けること。 スイッチに枠等を取り付け、資機材等の接触による破損防止措置をとること。
	(6) 表示	一式	各スイッチ及び警告灯は絵柄等の表示をすること。
	(7) 特殊電装品ヒューズ	一式	ヒューズボックスにて取り付けること。 電装品の種類を明示すること。 ▲後部座席付近
4	無線（詳細は 1-5（1）打合せ時又は 1-7 中間検査時）		

	(1) 無線機の取り付け	一式	他の車両からの移設または本市の支給品の消防用無線機等を本市の指定する位置に取り付けること。 取り付け等については、1－5（1）打合せ時または1－7中間検査時に指示する。 ③取り付けに際し必要な機器は、受注者が必要量負担し取り付けること。 ▲キャブ内
	(2) 無線アンテナの取り付け	一式	他の車両からの移設または本市の支給品の無線アンテナの取り付け等については、1－5（1）打合せ時または1－7中間検査時に指示する。 取り付けに際し必要な機器は、受注者が必要量負担し取り付けること。 ▲ルーフ上部
	(3) 操作器・送受話器の取り付け（車内）	一式	他の車両からの移設または本市の支給品の操作器・送受話器を取り付けること。 取付位置等については1－5（1）打合せ時または1－7中間検査時に指示する。
	(4) スピーカーの取り付け（車内）	一式	他の車両からの移設または本市の支給品のスピーカーを取り付けること。 取付位置等については1－5（1）打合せ時または1－7中間検査時に指示する。
	(5) 配線工事	一式	極力室内に露出しないようにすること。ただし、必要な箇所には点検口を設けること。 また、配線を敷設する上で、摩擦等による損傷のおそれのある箇所には、配線の保護処置を施すこと。
	(6) 注意事項等		電波法に基づく、事務処理を行うこと。 無線障害（雑音）防止のため、アースボンディングを必要に応じて施工すること。また、事故防止のため電源ケーブルのバッテリー側には、ヒューズまたはヒューズブルリンク等を設置すること。

7 塗装、メッキ、名称の表示及び文字記入

1 塗装		
	摘 要	詳 細 等
	(1) 箇所	メッキを施す部分を除き、金属部分は全て塗装をすること。 ホイールは除くこと。 プラスチック類等は塗装しないこと。

		フロントバンパーは材質が、プラスチック類等でも塗装すること。但し、塗装が剥離しないように密着に注意すること。
	(2) 下地処理	塗装下地はショットブラスト等により、完全にサビ、異物等の除去をすること。 プライマー、サフェーサーの施工及び水研ぎ等の処理をすること。
	(3) 部品等の脱着	部品等で取り外し可能なものは全て取り外して塗装すること。
	(4) デカールの剥離	車名等のデカールは全て剥離すること。
	(5) マスキング	非金属部分等の塗装しない部分への塗料の付着等は充分注意すること。
	(6) 塗装施工及び仕上げ	塗装は異物等の付着、タレ等が無いようにし、完璧な仕上げとすること。 完全に乾燥させること。
2 塗装色		
	箇所	指定色
	(1) 外部塗装・バンパー	朱色（関西ペイント XC-327-F13 ウレタン PG60 または同等以上） 同等以上の場合、車両外面の塗料は VOC（揮発性有機溶剤）削減、環境負荷物質（鉛等）を一切含んでいない等、環境を考慮したハイソリッドウレタン塗料を使用すること。
	(2) その他	黒
3 メッキ		
	適 要	詳 細 等
	(1) 箇所	必要な箇所にメッキを施工すること。 本市の指定する箇所にメッキ施工すること。
	(2) 下地処理	メッキ下地はショットブラスト等により、完全なサビ、異物等の除去をすること。 必要な研磨加工の処理をすること。
	(3) メッキの材質 施工仕上げ	メッキは容易にサビないこと。 表面には凹凸がないようにすること。
4 名称の表示		
	(1) 表示する器具等	①スイッチ類 ②その他本市の指示する箇所
	(2) 表示の方法	①容易に剥離等ないようにすること。 ②金属板等または印刷等で表示すること。
	(3) 表示内容	①絵柄表示を主とすること。 ②ON、OFF ③入、切 ④名称 ⑤その他本市の指示する表示

5 文字入力 屋外装飾用粘着テープで施工すること。 本表に関し、 清水第9分団 相生町 →車両1 清水第18分団 木山野 →車両2 とする。				
位置	車両	文字	寸法	備考
(1) 車両左右 (前部ドア)	車両1	静岡市消防団 清水	概ね 100mm×100mm	丸ゴシック体 白色
	車両2	静岡市消防団 清水		
(2) 車両フロント	車両1	清水	概ね 80mm×80mm	丸ゴシック体 白色
	車両2	清水		
(3) 車両フロント (助手席側)	車両1	相生町	概ね 80mm×80mm	丸ゴシック体 白色
	車両2	木山野		
(4) 車両左右 (後部ドア) (上下2段に施工)	車両1	9 相生町	数字 概ね 300 mm ×200 mm 置場名 概ね 80 mm×80 mm	丸ゴシック体 白色
	車両2	18 木山野		
(5) 車両リア	車両1	清9 相生町	概ね 80 mm×80 mm	丸ゴシック体 白色
	車両2	清18 木山野		
(6) 標識灯	車両1	清水第9分団	標識灯の幅に準 じる。	丸ゴシック体 黒色
	車両2	清水第18分団		
(7) 車両積載品	車両1	清水9分団 相生町	積載品に応じた 寸法とすること。	『5 車両積載品及び付 属品等品名』☆印に記 入 丸ゴシック体 白色
	車両2	清水18分団 木山野		

8 予備部品

番号	品 名	数量	詳 細 等
1	予備電球	各1個	車両及びぎ装用に使用している各電球 に対して付属すること。
2	予備ヒューズ	右による	①車両及びぎ装部分 ②各規格の取り付け数の1／2以上
3	タッチアップペイント	適量	①車両塗装色・小傷補修用 ②200cc 程度塗料用小缶に入れる。